

# 日本時間管理術協会認定インストラクター制度規約

日本時間管理術協会（以下、当協会）認定インストラクター資格（以下、当該資格）を、取得しようとする者（以下、乙）は、認定インストラクター制度規約（以下、当規約）を理解し遵守するものとする。

## 第1条（目的）

当協会が提供する、3ステップ時間管理術認定講座（以下、講座）を開催し、日本のビジネスマンのワークライフバランス、生産性、効率性の向上を図ることにより、個人の豊かな人生及び、社会の経済的な発展に寄与することを目的とします。

## 第2条（資格取得）

1 資格取得希望者は、当協会の別途定める「インストラクター取得要件」を満たし、本規約の全ての条項について承諾した上で、当協会が承諾したときにインストラクターとして認定されるものとする。

## 第4条（インストラクターの情報）

- 1 乙は、登録時に当協会に対して申告するすべての情報が真実かつ正確であることを誓約します。
- 2 乙は、登録時に申告した情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに当協会に連絡し、変更手続を行うものとする。
- 3 当協会は、乙が登録時または登録情報変更時に申告した個人情報は、当協会が定める個人情報取扱規程に基づいて取り扱うものとする。

## 第5条（インストラクターの義務）

- 1 特別な理由がない限り1年間で4回以上の講座を開催するものとする。
- 2 講座開催の状況を当協会に報告するものとする。
- 3 当協会の名称または当協会の関与が合理的に推測されうる名称を使用する場合、事前に当社の承諾を得るものとする。
- 4 他者に対する誹謗中傷と受け取られかねない言動を行わないように努めるものとする。

## 第6条（認定取消）

- 1 当協会は、乙が次のいずれかに該当した場合には、事前に通知することなく直ちに当該資格を利用停止または抹消を行うことができるものとする。
  - (1)登録申込をした者が登録申込者本人ではない場合または資格を喪失した場合
  - (2)登録申込に際し、虚偽の情報を申告したことが判明した場合
  - (3)本人または第三者による不正利用が判明した場合、またはそのおそれがある場合
  - (4)登録された連絡先において連絡を取ることができない場合

(5)本規約に違反した場合

(7)その他、当協会が不適格と判断した場合

2 前項に基づく資格取消によって生じた乙の損害については、当協会は一切その責任を負わないものとします。

第7条（制度の運営、中断・停止および内容の変更）

当協会は、本制度の運営に関して裁量権を有しており、その自由な判断により、本認定制度の運用の全部または一部を中断または停止できるものとします。

第9条（知的財産権）

1 当協会が、本認定制度において乙に提供する情報（ロゴマーク、デザイン、画像、映像、音声、文章等を含みます）に関する著作権、商標権等の知的財産権および肖像権は、当協会または当協会に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものとします。

2 当協会は、前項の情報および本認定制度を通じて知り得た情報を、当協会または当該情報の権利者の書面による事前の承諾なしに、その方法の如何を問わず、乙の私的利用の範囲を超えて、複製等の利用をしてはならないものとします。

本条の規定は本契約終了後も効力を有する。

第10条（競業の禁止）

乙は、本契約存続期間中及び本契約終了後3年間は当協会の書面による事前の同意なく、ノウハウ等及び教材等類似の内容を伝える本講座類似の講座、勉強会その他類似のサービス（手帳、フセン等を用いたコンテンツ）を提供してはならない

第11条（秘密保持義務）

1 当協会および乙は、次の各号に掲げる場合および本条に定める場合を除き、他方の当事者から知り得た一切の情報（以下「機密情報」という。）を第三者（第3項に定める者を除く。）に対し開示してはならない。

(1)開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの

(2)当協会または乙が開示を行った時点で既に相手方が正当に保有しているもの

(3)第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

(4)開示者が、かかる制約から除外することに同意したもの

(5)法令により開示することが義務づけられたもの、または行政官庁もしくは裁判所の命令、処分により開示を要求された場合で当該要求に応じて開示するもの

2 当協会は、その役員、従業員に対し、本件業務の遂行に必要な限度で機密情報を開示することができる。この場合、これらの者に対して、その在職中、退職後を問わず秘密情報を保持するのに必要な、本契約と同一の義務を課すことを内容とする秘密保持誓約書の徴収その他の措置を講じなければならない。

3 当協会は、本契約および本件業務の補助のため委任または委嘱する弁護士、公認会計士、税理士、アドバイザー若しくはコンサルタント等であって、それらの者の職務上、秘

密情報の開示を受ける必要のある者に対し、秘密情報を開示することができる。この場合、これらの者に対して秘密情報を保持するのに必要な、本契約と同一の義務を課すことを内容とする秘密保持契約書の徴収その他の措置を講じなければならない（弁護士、公認会計士その他の法令上、守秘義務を負う者を除く）

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1 乙は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 自己、または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (4) 反社会的勢力、または反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っていることと認められる関係を有すること

2 認定講師は、自己、または第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他、前各号に準ずる行為

3 当協会は、乙が前2項のいずれか一にでも違反した場合は、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに当該資格を抹消することができるものとします。当協会は、この場合に乙が被った損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第13条（損害の賠償）

乙は、乙または乙の代理人・使用人・請負人・取引業者その他乙の関係者の故意または過失によって当協会または第三者の身体・財産に損害を与えた場合は、すみやかにその旨を当協会に通知し、かつ当協会または第三者に対してその損害を賠償する責を負うものとします。

#### 第14条（免責事項）

当協会は、次の各号に定める事由によって乙に生じた損害については賠償する責を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他当協会または乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害

(2) 当協会が通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず講座実施に際して生じた損害

#### 第15条（有効期間）

本契約に基づく当該資格の有効期間は1年間とします。

#### 第16条（規約の変更等）

- 1 当協会は、乙の事前の承諾なしに任意に本規約を変更できるものとします。
- 2 当協会は、本契約の変更をしたときには、当社ウェブサイトへの公開その他当協会が適当と判断する方法により当該変更後の本契約を乙に通知するものとします。
- 3 変更後の本契約は、前項により当協会から乙に通知した時点から効力が生じるものとします。
- 4 乙は、本規契約変更後の本認定制度の最初の利用をもって、当該変更に同意したものとみなします。

#### 第17条（契約終了時の措置）

本契約が終了したときは、終了した事由の如何に関わらず、乙は次に定める措置を行わなければならない。

- 1 ノウハウ等の使用を中止すること
- 2 教材等及びその写しを返却すること

#### 第18条（準拠法および紛争解決機関）

- 1 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。
- 2 当協会および乙は、本規約に関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

#### 第19条（補足）

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、当協会および乙は誠意をもって協議の上で解決するものとします。